

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（440））

2. 日時：平成29年10月18日 14時30分～18時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「60条 監視測定設備」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 海上モニタリングに使用する小型船舶について、保管場所から海までの移動ルート図に防潮堤の位置を追記すること。
- 海上モニタリングに使用する小型船舶の運搬経路について、経路の道幅や移動距離、船舶の重量等を示すこと。また、小型船舶がバッテリー駆動であることを記載すること。それらを踏まえ、小型船舶の運搬及び海上モニタリングについて作業成立性を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所 「執拗発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第60条）